

高森町公告第12号

農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により、地域計画(案)を下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年2月26日

高森町長 草村大成

1 地域計画(案)を作成した地区

(1) 色見地区(小倉原・戸狩・井上・山鳥・中園・西丁)

(2) 上色見地区(洗川・大村・中原・前原)

2 地域計画(案)の縦覧場所

高森町役場農林政策課農地係

3 地域計画(案)の縦覧期間

令和7年2月26日から令和7年3月11日まで

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の意見書を記載の上、高森町役場農林政策課農地係に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。